

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年 3月20日

観音寺市監査委員 佐伯文男  
観音寺市監査委員 井下尊義

平成 2 9 年 度

財政援助団体監査結果報告書

観 音 寺 市 監 査 委 員

## 財政援助団体（観音寺市民会館開館記念事業実行委員会）監査の結果について

### 第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
教 育 部 文 化 振 興 課	平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）に財政的援助として支出した出納その他の事務	平成30年1月15日 から同年2月20日まで
観音寺市民会館開館 記念事業実行委員会	平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）の観音寺市から財政的援助に係る出納その他の事務	

### 第2 監査の方法

平成28年度に執行した財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員などから説明を聴取し監査を実施した。

### 第3 監査対象団体の概要

#### 1 目的

観音寺市市民会館が開館するまでの期間をプレ期間、また開館後の1年間をオープニング期間と位置づけ、当該期間中に観音寺市民会館の開館の喜びと期待を分かち合う祝祭性の高い事業を実施するとともに、施設の存在や機能、特徴を市内外の多くの方々に広くアピールしていくことを目的とする。

#### 2 事務局

市民会館開設準備室内

#### 3 役員等

委員長1名、副委員長1名、監事2名

#### 4 事業（会則で定めている事業）

1 の目的を達成するための事業を行う。

#### 5 補助金の種類および金額

（所管課：文化振興課）

（単位：円）

補助金の名称	補助金の額		
	補助対象経費	概算交付額	精算額
観音寺市民会館開館記念事業	10,162,000	10,162,000	6,543,037

#### 第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

#### 第5 意見等

##### 1 所管部局について

精算書の添付書類である決算書について、交付額と精算額の差額についてはすでに精算戻入されているが、差引額として金額のみの記載であった。戻入されたことが分かるように、決算書の様式等を指導されたい。

##### 2 監査対象団体について

現金支出時の証拠書類として、領収書や請求書の保管は適切であった。市の規定に準ずるなど適正な支出行為が行われていた。

決算書については、1で述べたように、所管課の指導に基づき、返還まで記載されたい。